



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

(1)多文化共生施策としての地域日本語教育

日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策を把握する。

文化庁国語課



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

(1)多文化共生施策としての地域日本語教育

講師:松井 孝浩

文化庁国語課 日本語教育調査官

愛知県出身。横浜市在住。民間企業勤務を経て日本語教師となり、タイ、フィリピンなどで日本語教育に携わる。その後、横浜市において在住外国人支援等の業務に従事。令和元年7月に文化庁国語課に着任し現在に至る。



令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業
地域日本語教育コーディネーター研修
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進のためのコーディネーター研修

多文化共生施策としての地域日本語教育
-文化庁における日本語教育施策を中心に-



令和5年6月
文化庁国語課

1

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要 （1/2）

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

↓

ここで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

3

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要 （2/2）

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

4

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

5

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
3 日本語教育の水準の維持向上等
(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
4 教育課程の編成に係る指針の策定等
5 日本語能力の評価
6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
3 基本方針の見直し

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（概要）

（令和5年度改訂）

我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
口受入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点ととも、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

Table with 2 columns: 外国人材の円滑かつ適正な受入れ and 共生社会の基盤整備に向けた取組. It details various government initiatives for foreign talent and social integration, including visa reforms, support for international students, and measures to improve the working environment for foreigners.

※1：下線は「外国人の共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度改訂）」に示している施策。※2：施策番号が赤字のものは新施策。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（概要）

（令和5年6月9日）

我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
 ロ今後とも政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

- | | |
|--|--|
| <p>円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を得る環境の整備に係る検討《施策7》 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》 更なる日本語教育環境の整備の必要性に係る検討《施策14》 日本語教育の質の向上等 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》 | <p>外国人材の円滑かつ適正な受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能外国人のマッチング支援等 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策126》 特定技能試験の内閣な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討《施策137》 ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成《施策139》 雇用の仲介事業者等の排除 ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《施策151》 海外における日本語教育環境の充実等 JICAが実施する語学派遣等の支援による「日系四世受け入れ制度」の活用促進《施策152》 |
|--|--|

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

▶ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》

▶ 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》

▶ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》

▶ 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》

日本語教育の質の向上等

▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

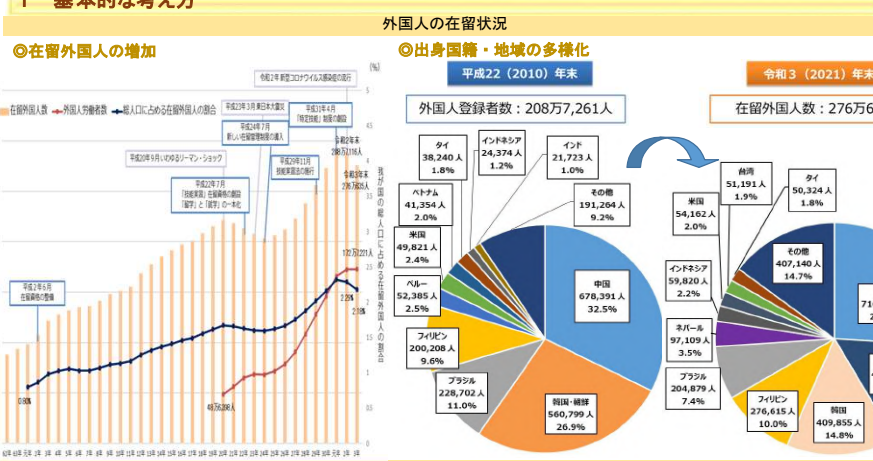
▶ プレートの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策205》

▶ 不法滞在者等の対策強化

▶ 入国法等改正法案の成立を踏まえた送還受入れ者の帰国に向けた体制強化等《施策214》

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定



- 共生施策の変遷**
- 『生活者としての外国人』に関する総合的対応策（H18.12.25）
 - 『経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）』（H30.6.15）
 - 『外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議』設置（H30.7.24）
 - 『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』（H30.12.25、以後3回改訂）
- 総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる
- 目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

<p style="text-align: center;">安全・安心な社会</p> <p>これからの日本社会を共に作る一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会</p>	<p style="text-align: center;">多様性に富んだ活力ある社会</p> <p>様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会</p>	<p style="text-align: center;">個人の尊厳と人権を尊重した社会</p> <p>外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会</p>
---	---	--

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

<p>☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》 ○ 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》 ○ 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》 ○ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》 ○ 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》 ○ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》 	<p>☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》 ○ マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》 ○ 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》 ○ 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》 ○ 外国人支援を行う地域関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》 ○ やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》
<p>☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》 ○ 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》 ○ 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》 ○ 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》 ○ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》 ○ 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》 ○ 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》 ○ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》 	<p>☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》 ○ 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》 ○ 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》 ○ 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》 ○ 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》 ○ 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》 ○ マイナポータルと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》 ○ 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

外国人等に対する日本語教育の推進

令和5年度予算額 1,395百万円
 (前年度予算額 1,028百万円)



背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年度改訂)、「同ロードマップ(令和4年度)」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(閣議決定)」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 展開・学習機会の全国確保	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 600百万円(500百万円) ○ 令和5年度以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48/55)、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 153百万円(132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、移民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 128百万円(55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
	2 日本語教育の質の向上	④「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 14百万円(25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引継ぎ、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	⑤日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 250百万円(201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	⑥資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 191百万円(51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、 ②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

アウトプット(活動目標) ・地域日本語教育の全国展開 ・日本語教育人材の質を高める取組の展開	アウトカム(成果目標) ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)	インパクト(国民・社会への影響) ・外国人との共生社会の実現
--	--------------------------------------	-----------------------------------

13

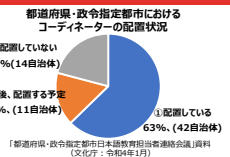
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

令和5年度予算額 600百万円
 (前年度予算額 500百万円)



背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づいた国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材(日本語教師、学習支援者)の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実現について対応が十分でないなどの課題がある。
 - ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度に「生活Can do」を公開。「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。
- ※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布(令和5年6月)。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進(補助)
対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件 (R5実績54件)
- | | |
|--|--|
| <p>(1) 広域での総合的な体制づくり</p> <p>①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置 → 地域日本語教育コーディネーターの人数増
③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置</p> <p>(2) 地域の日本語教育水準の向上</p> <p>①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施 (ICTの活用、教材作成、研修等を含む)
②「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため、以下のような日本語教育
1.「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
2.「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育</p> <p>(3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援</p> <p>※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】</p> | <p>▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり</p> <p>都道府県・政令指定都市(国際交流協会) → 総合調整会議 → 総括コーディネーター → 地域日本語教育機関、地域の日本語教室、地域日本語教育コーディネーター → 地域の日本語教室、地域の日本語教師、地域の日本語教育機関、地域の日本語教育機関、地域の日本語教育機関</p> <p>(連携・協力) ↓ ↑</p> <p>地域の日本語教育機関、大学、企業等の関係機関・団体等</p> |
|--|--|

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化(委託)
都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット(活動目標) ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進 ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進(情報交換の機会の提供)	アウトカム(成果目標) 国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。 (日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定)	インパクト(国民・社会への影響) ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる。 ②日本人が、日本語教育の場に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる。 ③日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、ソーシャルネットとして機能する
--	---	---

14

**【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」
地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について**

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）
（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

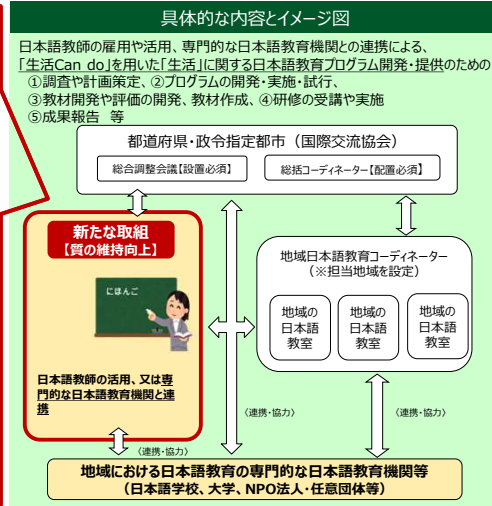
No.	言語技能	ポイント	Can-do	本邦語	本邦語	本邦語	本邦語	本邦語	本邦語	本邦語
1	読む	読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」	「(01) 読者の理解を深めるための、ある程度長い文章に留意して、単語や句の意味が異なる場合、前後の文脈を参照し読みとすることが出来る。」
2	書く	一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」	「(02) 一人で、明確な目的や、簡単な指示に従って、簡潔な文章で表現することが出来る。」
3	話す	簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」	「(03) 簡単な場面や状況で、必要な情報を伝え、相手とやり取りすることが出来る。」
4	聞く	簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」	「(04) 簡単な場面や状況で、必要な情報を聞き取り、相手とやり取りすることが出来る。」

【学習時間の目安】
地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

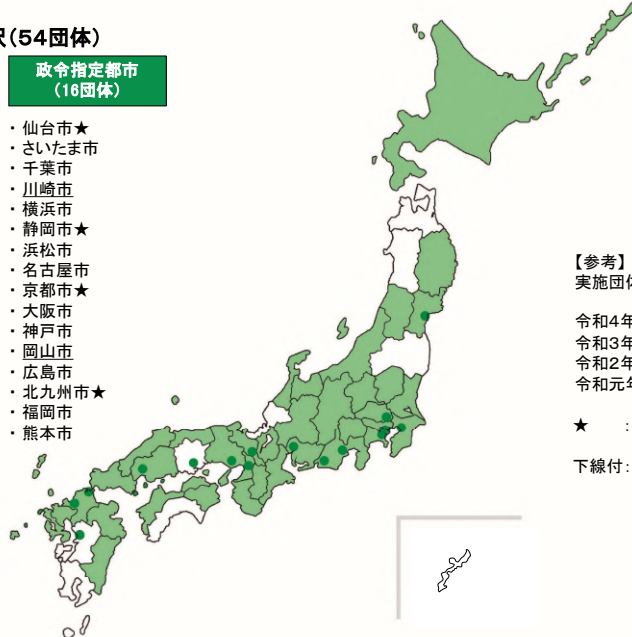
- ◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度（470～780単位時間程度（1単位時間45分））
- <参考> 0～B2レベルまで 700～1070時間程度（933～1426単位時間程度（1単位時間45分））



令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

第1次採択(54団体)

- | 都道府県 (38団体) | 政令指定都市 (16団体) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 北海道 岩手県 宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 | <ul style="list-style-type: none"> 仙台市★ さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 静岡市★ 浜松市 名古屋 京都市★ 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市★ 福岡市 熊本市 |

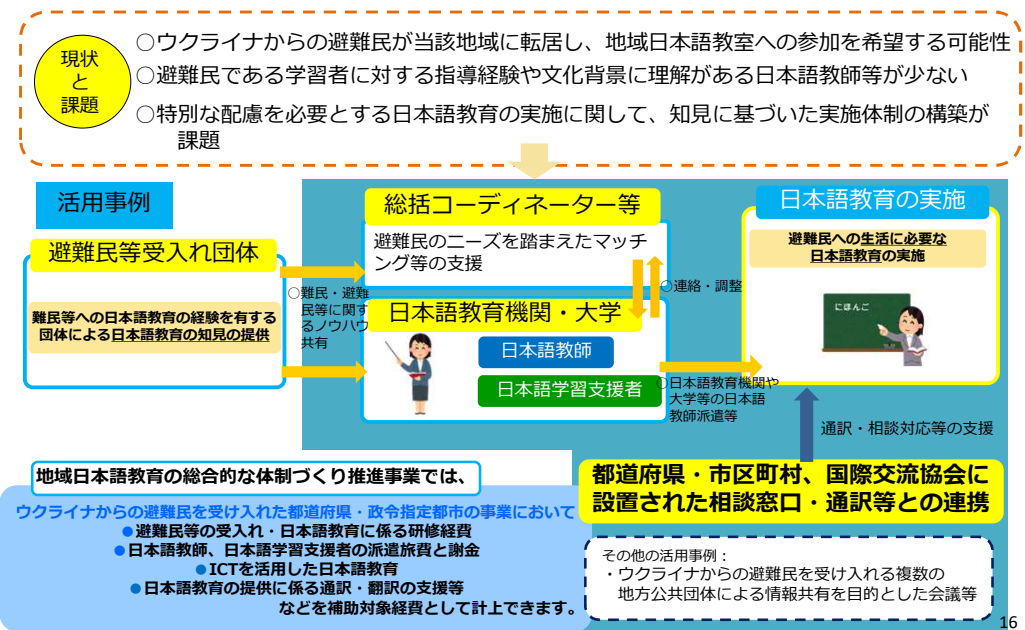


【参考】
実施団体数

- 令和4年度 48団体
- 令和3年度 42団体
- 令和2年度 35団体
- 令和元年度 17団体

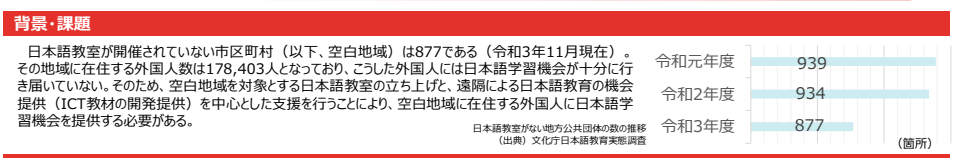
★ : 地域国際化協会が応募
下線付: 新規応募団体

文化庁 ウクライナからの避難民を受け入れた場合の日本語教育（補助対象事例）



「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度予算額 153百万円
 (前年度予算額 132百万円)



事業内容

- 地域日本語教育スタートアッププログラム**
 - 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》24件（前年度：30件）
- ICT教材の開発・提供 拡充**
 - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのらし」（通称：つなひろ）
 - 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
 - 対応言語 17言語（令和4年度末）
 - 中国語（繁体字）、中国語（简体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
 - 令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。
- 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会**
 - 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
 - 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム（成果目標）

- ・ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化される。



TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでのくらし



- 概要**
日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
 (開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)
- 内容**
 ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報を掲載した学習サイト (R3：約170万アクセス)
 ・活用方法等のセミナーの開催 (R3：約2,000人参加登録)
- 対応言語 全17言語**
 日本語、英語、中国語簡体字、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール (カンボジア) 語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語
ウクライナ語、ロシア語【令和4年6月30日公開】
中国語繁体字【令和4年12月22日公開】
- 使い方ガイドブック等の作成**
活用促進のため、広報ツールを作成・公開
 ・使い方ガイドブック
 ・パンフレット
 ・ポスター
 ・広報用動画



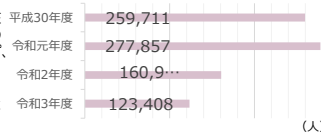
「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

令和5年度予算額 24百万円
前年度予算額 24百万円



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果 (※) によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ (以下、特定のニーズ) が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材 (地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等) の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議) 国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

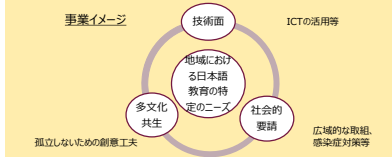
想定される取組例

- 読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**
 例: 会話だけでなく読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援
- 可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**
 例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

◀令和5年度件数▶ 件数：8件 (前年度：8件)

地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



アウトプット (活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム (成果目標)

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
 - 健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト (国民・社会への影響)

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- 「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。



「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
 - 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年間議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
- ・ 地方公共団体の**日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの**
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう**日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示**。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、**地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた**。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は**日本語教育の推進に関する基本方針を策定**すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。
 レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定
- **地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保**すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、**文化庁事業等々を活用し研修を行い、資質向上を図る**こと。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、**日本語教育推進体制を強化**すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度



「日本語教育の参照枠」

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

- ・ 国内に在留する外国人 : 約297万人 (令和4年6月末)
- ・ 国内で就労する外国人 : 約173万人 (令和3年10月)
- ・ 海外における日本語学習者: 約379万人 (令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・ 欧州評議会によって2001年に公開され、40の言語に翻訳
- ・ 言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・ アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒ 「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にしているため、国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることができる。

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

- 1 日本語学習者を社会的存在として捉える
 - ・ 学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。
- 2 言語を使って「できること」に注目する
 - ・ 言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。
- 3 多様な日本語使用を尊重する
 - ・ 学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
 - ・ 必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒ 共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・ 従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1～C2) で整理。

聞くこと 読むこと 話すこと (やり取り) 話すこと (発表) 書くこと

- ・ 五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと(やり取り):A2レベル】
ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り):B1レベル】
近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。



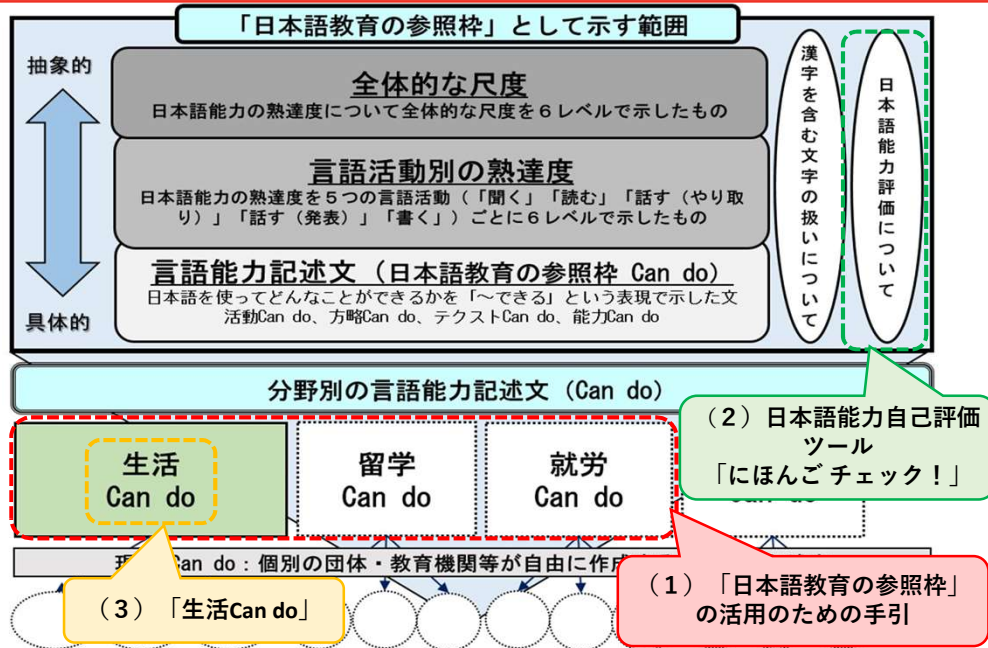
期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより 国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で 共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより 試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。



「日本語教育の参照枠」の構成





「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

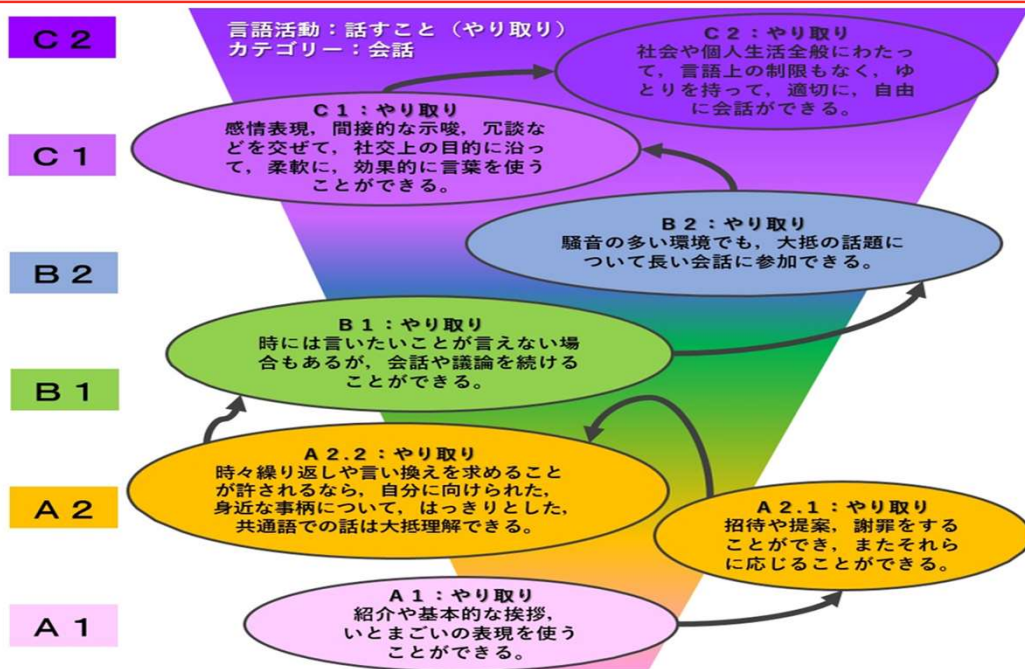


全体的な尺度(抜粋) 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。



「日本語教育の参照枠」における日本語の熟達度



漢字を含む文字の扱いについて

基礎漢字の目安とレベル・分野別漢字学習のイメージ

レベル尺度	分野																																																																																																																																																																																												
熟達した言語使用者	生活	留学	就労																																																																																																																																																																																										
自立した言語使用者	様々な生活場面において必要となる漢字を選定	進学・学術研究等の場面において必要となる漢字を選定	様々な就労場面において必要となる漢字を選定																																																																																																																																																																																										
	... 海外等 その他の 分野																																																																																																																																																																																												
	個々の学習者にとって必要な漢字を選定 (例、本人や家族の氏名、住所や地名、所属など)																																																																																																																																																																																												
基礎段階の言語使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>一</td><td>二</td><td>三</td><td>四</td><td>五</td><td>六</td><td>七</td><td>八</td><td>九</td><td>十</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td><td>円</td><td>半</td><td></td></tr> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>年</td><td>週</td><td>今</td><td>何</td><td>間</td><td>毎</td><td></td></tr> <tr> <td>行</td><td>食</td><td>見</td><td>会</td><td>話</td><td>来</td><td>書</td><td>出</td><td>入</td><td>買</td><td>休</td><td>思</td><td>聞</td><td>言</td><td>飲</td><td>使</td></tr> <tr> <td>読</td><td>持</td><td>動</td><td>切</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>教</td></tr> <tr> <td>人</td><td>学</td><td>生</td><td>私</td><td>子</td><td>先</td><td>友</td><td>名</td><td>母</td><td>父</td><td>女</td><td>男</td><td>手</td><td>口</td><td>体</td><td>目</td></tr> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>前</td><td>上</td><td>新</td><td>強</td><td>好</td><td>高</td><td>明</td><td>下</td><td>後</td><td>長</td><td>小</td><td>外</td><td>楽</td><td>足</td></tr> <tr> <td>本</td><td>国</td><td>家</td><td>校</td><td>所</td><td>社</td><td>場</td><td>方</td><td>店</td><td>屋</td><td>山</td><td>道</td><td>駅</td><td>東</td><td>西</td><td>南</td></tr> <tr> <td>病</td><td>気</td><td>物</td><td>事</td><td>電</td><td>語</td><td>車</td><td>料</td><td>理</td><td>部</td><td>字</td><td>合</td><td>自</td><td>番</td><td>地</td><td>北</td></tr> <tr> <td>朝</td><td>業</td><td>度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>京</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>意</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>仕</td></tr> </table>													一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万	円	半		月	火	水	木	金	土	日	時	分	年	週	今	何	間	毎		行	食	見	会	話	来	書	出	入	買	休	思	聞	言	飲	使	読	持	動	切												教	人	学	生	私	子	先	友	名	母	父	女	男	手	口	体	目	大	中	前	上	新	強	好	高	明	下	後	長	小	外	楽	足	本	国	家	校	所	社	場	方	店	屋	山	道	駅	東	西	南	病	気	物	事	電	語	車	料	理	部	字	合	自	番	地	北	朝	業	度													京																意																仕
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万	円	半																																																																																																																																																																															
月	火	水	木	金	土	日	時	分	年	週	今	何	間	毎																																																																																																																																																																															
行	食	見	会	話	来	書	出	入	買	休	思	聞	言	飲	使																																																																																																																																																																														
読	持	動	切												教																																																																																																																																																																														
人	学	生	私	子	先	友	名	母	父	女	男	手	口	体	目																																																																																																																																																																														
大	中	前	上	新	強	好	高	明	下	後	長	小	外	楽	足																																																																																																																																																																														
本	国	家	校	所	社	場	方	店	屋	山	道	駅	東	西	南																																																																																																																																																																														
病	気	物	事	電	語	車	料	理	部	字	合	自	番	地	北																																																																																																																																																																														
朝	業	度													京																																																																																																																																																																														
															意																																																																																																																																																																														
															仕																																																																																																																																																																														

※「日本語教育の参照枠」では、特に「基礎段階の言語使用者」について、分野を問わず、国内外全ての学習者に共通する基礎漢字122を目安として示した。このレベルでは、読みの正確さや書き方ではなく、意味の理解を優先することとした。また、漢字学習の際には、基礎漢字に加えて個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を選定し、設定することが必要である。



日本語能力評価について

「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念

- ① 生涯にわたる自律的な学習の促進
- ② 学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
- ③ 評価基準と評価手法の透明性の確保

- ・ 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- ・ 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- ・ 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について



「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

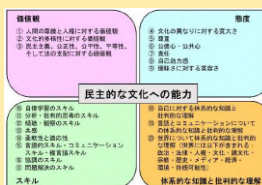
- 12のQ&A
- 4つのコラム

第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活：地域日本語教育における県の事例
2. 留学：法務省告示日本語教育機関の事例
3. 就労：定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例



文化庁ウェブサイトで全文公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001_01.pdf



「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例 1. 生活：地域日本語教育における県の事例



[自己評価の例] [Lesson9] できましたか？ ▶ できましたか？	
ほしいもの、したいことについて はなすことができましたか。 hoshii mono shitai koto nitsuite hanasu koto ga dekimashitaka 欲しい物 話す	☆☆☆
▶ Did you talk about what you want and what you want to do? ▶ 能说明想要什么，想做什么了吗？ ▶ Você conseguiu falar sobre o que você quer e o que você quer fazer? ▶ Bạn đã có thể nói về những điều bạn muốn làm và những vật mà bạn muốn sở hữu chưa?	
【日本語パートナー】できましたか？	
① やさしい日本語で話したり、聞いたりしましたか。	☆☆☆
② 学習者のほうがたくさん話すように心がけましたか。	☆☆☆
③ ウォームアップをしてから、Lesson 9 の学習に入りましたか。	☆☆☆

図 2. 「となりでにほんご」のパフォーマンス課題及び自己評価の例 (p.41)



「生活Can do」について

生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、**日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの**。「日本語教育の参照枠」に示された分野別の**言語能力記述文（Can do）の一つ**。

対象となる範囲

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（平成22年5月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」

「生活上の行為の事例」

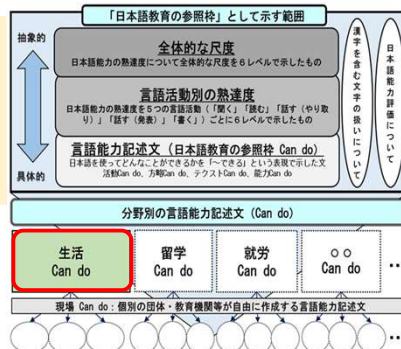
- | | |
|---------------|---------------|
| I 健康・安全に暮らす | VI 働く |
| II 住居を確保・維持する | VII 人とかかわる |
| III 消費活動を行う | VIII 社会の一員となる |
| IV 目的地に移動する | IX 自身を豊かにする |
| V 子育て・教育を行う | X 情報を収集・発信する |

レベル

基礎段階の言語使用者（A1、A2）から自立した言語使用者（B1、一部B2）までを想定

言語活動

聞くこと、読むこと、やり取り、発表、書くこと



例

- <やり取り・A1> 店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】
- <読むこと・B1> 適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】



「生活Can do」について

「生活Can do」、自己紹介についての言語活動例

Ⅷ社会の一員となる【発表:A1】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

Ⅶ人と関わる【発表:A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

Ⅷ社会の一員となる【やり取り:B1】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

Ⅶ人と関わる【やり取り:B2】

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。

※検証による修正の可能性あり



「生活Can do」について

① あくまでも例示である。

- * 具体的な提示に努めたものの、網羅的なものではない。
- * 適切な項目がない場合は、新たなCan doを作成してもよい。

② どのような項目を扱うかは、状況に応じた判断が必要である。

- * 日本語でできるようにならない行為の一覧ではない。
- * 防災や医療等、安全や生命に関連する項目については多言語による情報提供が望ましい項目も含まれている。

③ 「生活 Can do」を活用した学びは、多様な学びの一部である。

- * 日本語学習はCan doで示した言語活動のみで進められるものではない。
- * 異文化に対する気付きなど、ポートフォリオを活用した振り返り活動を通して促進される学びもある。



日本語能力自己評価ツール
(3) 「にほんご チェック！」について

令和4年9月30日公開



●概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

●内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

●対応言語

日本語を含む全14言語に対応

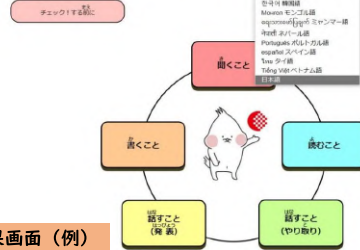
中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

日本語能力自己評価ツール

にほんご チェック！

※ 日本語でどんなことができるかチェックしてみよう



(2) 自己評価画面 (例)

Can do	できる	難しいが、なんとか ができる	あまりできない	できない
日本語の読みや書きの練習を始めることが促されるなら、自分に 向けた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語で の話し合いが理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日本語がことなら話し合いに参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることが できる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日常生活やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面 (例)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たのしみ、にちじょう、しごと、あそび、しょうぼう、ちよくせつ
 甲 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
 と、ひつよう、あそび、わたい、かごころ
 り取りが必 要ならば、身近な話や活 動につい
 はなし
 て話 合いができる。
 つうじょう、かいわ、つづ ぬりかひよく
 通 常は会 話を続 けていくだけの理 解力はないの
 が、あそび、しやうじ
 だが、短 い社 交 的なやり取りをするこ とはで
 ける。



ご清聴ありがとうございました。



令和5年6月
文化庁国語課